

静岡県告示第259号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年3月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川天竜線	袋井市山田字会ヶ谷74番の16から 磐田市大当所字グミカヤ306番の6まで	平成29年3月31日